事業継続ガイドライン改定等に関する検討会（第二回）　議事要旨

１．事業継続ガイドライン改定等に関する検討会（第二回）の概要

○　日時
令和８年１０月５日（月）　１３：３０～１５：３０

○　場所
中央合同庁舎第８号館３階災害対策本部会議室（Teams 会議とのハイブリッド開催）

○　出席者（敬称略）
（委員　五十音順　※印はオンライン参加）
岡本委員、加賀谷委員※、川村委員、時任委員、西川委員、西田委員※、布施委員、正木委員、渡辺委員（座長）

２．議事概要

『（１）企業 BCP 策定にあたっての裾野の拡大に向けた取組』、『（２） BCP に取り組む企業が社会的に評価される環境づくりに向けた全体像・課題点の整理』について事務局より資料の説明が行われた後、各委員にご議論いただいた。

委員からの主な意見等は以下のとおり。

（１） 企業 BCP 策定にあたっての裾野の拡大に向けた取組

＜リスクに応じた重点対象の設定と取組状況の可視化＞

○　リスクが高い地域や重要な企業を対象として、地域別に BCP の取組状況を可視化する等、進捗を確認することが重要である。
- ハザードマップ上でリスクが高い地域について、中小企業を含む BCP への取組状況を地域別のマップ等で可視化することが考えられる。
- 中小企業の範囲は広いため、全体の取組を促す必要がある一方で、対象を細分化した上で進捗を確認する必要がある。

○　取組が必要な地域やサプライチェーン上のボトルネックになり得る企業について、重点的に BCP への取組みを確認することが重要である。
- 取組が必要な地域において、大企業・中堅企業・中小企業が対応できているかを確認する必要がある。
- サプライチェーン上でボトルネックとなる中小企業についても、対象を絞って戦略的に押さえなければ、全体としての進捗を実感することは難しい。
- 数値や割合だけでなく、業種や地域、リスクのヒートマップ上での状況についても検討すべきであると考える。

＜企業規模・属性に応じた支援と取組上の制約＞

○　中小企業といっても企業規模や事業形態は様々であり、一律のアプローチでは対応が難しい。
- 社員が５人程度の小規模な企業もあれば、支社や別の事務所を持つ比較的規模の大きな企業もあり、中小企業という一つの括りでは語れない部分も多い。
- 企業の属性ごとにアプローチを変える必要があると考える。
- 大企業との取引があり、地域産業のバリューチェーンの一端を担う企業には、資料に記載された取組は比較的適合する。一方、家族経営に近く、BtoC で企業と顧客との関係が完結する企業にとっては、取り組みにくく、インセンティブになりにくいため、こうした企業の取組をどのように促すかは一つの論点である。

○　より規模の小さな企業にも支援が届く施策を検討する必要がある。
- 減価償却資産の軽減措置は、最も安価な器具でも 40 万円以上となっており、この金額の支出が難しい中小企業もある。

- 比較的資金に余裕のある一部の中小企業向けの施策となっている面があり、より規模の小さな企業にも支援が届く施策があるとよい。

○ テナント企業など、設備導入に制約のある企業への配慮が必要である。
- テナントとして入居している企業は、自社の意思のみで建物に手を加えることができず、設備導入に制約がある。
- 例えば、発電機は重量の関係から設置場所が限られ、蓄電池は設置できても自家発電設備は設置できない場合があるため、こうした環境にある中小企業への支援策についても考慮する必要がある。

＜支援対象期間・対象経費・対象設備の拡充＞
○ 中小企業の BCP 策定をさらに促進するため、支援対象期間や対象経費について柔軟な対応を検討する必要がある。
- 認定後１年以内の設備導入だけでなく、認定前の一定期間に実施した設備導入にも対象を広げることが考えられる。
- BCP 作成のために人員を雇用した場合の人件費を対象経費に含めることも考えられる。
- より柔軟な対応が可能になるよう、中小企業庁にて検討していただきたい。

○ 中小企業防災・減災投資促進税制について、認定期間の延長や対象設備の拡充を検討する必要がある。
- 認定期間の延長を実現するとともに、防災を目的とした蓄電池やガラスの飛散防止フィルムなどを対象設備に追加することが考えられる。

○ KPI の達成や認定取得を目的として、対応が難しい企業に無理に取組を求めるべきではない。
- 数値のみを追い求めて、こうした属性の企業に無理をさせないことが必要である。
- 対応しきれない企業に形式的な計画を無理に作成させ、認定を取得させることは、現段階では双方にとって望ましくない。
- 一つの仕組みですべてを対象にすることはできないが、その仕組みから取り残される企業をどうするかという議論も必要である。

＜安全配慮義務・法的リスクを踏まえた経営者への意識づけ＞
○ リーガルリスクや安全配慮義務の観点から、経営者が自社のリスクを認識し、適切に対応することが重要である。
- 近年は水害も多く、顧客や従業員が被害に遭う事例があり、死亡に至らなくても負傷する場合がある。
- 訴訟に至るかどうかにかかわらず、リテンションリスク、経営リスク、損害賠償リスクなどを抱える案件が増えている。
- リーガルリスクや安全配慮義務に関する教訓を生かすことで、単なるリスク回避にとどまらない有益な視点が得られる。
- 特に中小企業においては、経営トップに対し、自社にリスクがあり、経営者として適切に対応する必要があることを認識してもらうことが重要である。

＜取引先・地域を通じた中小企業への働きかけ＞
○ 系列企業や取引先を通じた中小企業への普及・啓発が重要である。
- 中小企業の総数と比較すると、取組はまだ十分ではなく、系列企業や取引先からの働きかけが取組のきっかけとして大きい。
- 大企業が取引先の中小企業に対して定期的に勉強会を開催し、独自の工夫を行っているサプライヤーの事例を共有するなど、サプライチェーン全体を含めた底上げに取り組む事例がある。

○ 発注側企業による働きかけを通じて、サプライチェーン全体の取組を促進する仕組みづくりが求められる。
- 大企業や中堅企業など発注側に位置する企業の BCP への取組の評価項目として、サプライチェーン全体のリスクを適切に把握しているかという観点を盛り込むことが考えられる。
- BCP の作成は中小企業にとってコストと捉えられがちであり、取り組みを促すには受益者や売上に直結するインセンティブが必要であることを踏まえると、系列企業や大手取引先からの働きかけは、取組を促すインセンティブとして効果的である。
- 発注側企業がサプライチェーン全体の BCP への取組状況を把握し、取組を促進・支援する方向につながると考える。

- 発注元への働きかけにつながるガイドラインなどの仕組みがあるとよい。
- 大手取引先等における BCP 認定制度の知名度があがることで、中小企業自身の取組機運に繋がるのではないか。

○ 商工会議所、青年会議所、中小企業同友会、地域金融機関など、地域からの働きかけも有効である。
- 商工会議所、青年会議所、中小企業同友会では、BC をテーマとした勉強会などを行っている事例がある。
- 特に青年会議所は、次世代の中小企業経営者に、自社も取り組む必要があるという気づきを与える機会となる。
- 地元の地方銀行や信用金庫による働きかけも大きな効果があり、地域で BC を重視する金融機関が取組を後押ししている事例がある。
- 中小企業に真剣に取り組んでもらうためには、系列企業からの働きかけと地域からの働きかけの双方が有力であると考える。

○ 青年会議所等の若手経営者のネットワークを通じ、事業承継を見据えた BCP への意識醸成に繋げる。
- 先代から参加を促されることで、自らの事業を見つめ直し、災害時に必要な業務を考えながら事業を引き継ぐことにつながる。
- 若い世代が相互に補完する方法を考えるための有効なツールである。
- 一方で、担当者やリーダーが毎年交代するため、取組の継続性や内容にばらつきが生じる場合がある。

○ 既存のサステナビリティやサプライチェーンの評価制度の仕組みを活用して、BCP への取組を促進することが考えられる。
- 上場企業などでは、サステナビリティ開示の中で、気候変動が自社の経営環境に与える影響を分析し、開示する取り組みが進められており、その取り組みの中で自社だけでなく、バリューチェーンの上流に位置する各パートナー企業との連携も重視されているように感じている。
- 取組の促進には大企業への働きかけが有効であり、サプライチェーンを通じた一定の外圧やソフトプレッシャーを活用することが考えられる。
- 既存のサステナビリティやセキュリティ分野の評価制度に BCP を組み込むことも一つの方法である。

＜社会的コスト負担を踏まえた税負担軽減の可能性＞
○ BCP 策定を促進するためには、株式評価等、より強力なインセンティブを検討する必要がある。
- 非上場株式の相続に伴う税務負担が事業承継の障害になるとの指摘がある。
- BCP の策定について、本来は社会が負担すべきコストを地域企業が負担しているという考え方に立てば、BCP の取組に伴う社会的コストの負担を考慮し、非上場株式の評価において一定の特例措置を設けることも考えられ、またこの程度の強いインセンティブがないと、BCP への取り組みは広がりにくいと考える。

＜計画策定後の訓練・改善を支える仕組み＞
○ 計画策定後は、訓練等を通じて計画の実効性を高めることが重要である。
- 計画を策定し、認定マークを取得して融資などを受けた後、実際に訓練を行うなど、計画の実効性を高める支援へつなげることが重要である。
- 業種別の訓練シミュレーションや、コンテンツを提供して訓練することで、実際の運用上うまくいかない点を発見できるため、有益であると考える。

○ KPI の設定等、訓練の実施や継続的な改善を支援する仕組みが必要である。
- 実効性に関する KPI や、ジギョケイの仕組みとしての KPI が今後必要になると考えている。
- コンテンツの提供に加え、訓練を実施する際のファシリテーションも必要であり、地域の中小企業診断士や指導者、経済団体の活用が考えられる。
- また、中小企業には地域に根ざした事業を行う企業が多いため、企業間連携を推進し、自治体も参加する仕組みを構築することが考えられる。

＜継続的な取組・取組水準に応じた評価制度とインセンティブ＞
○ 継続的な取組を促すため、取組水準に応じた評価や認定の仕組みが重要である。
- 認定制度の中には、継続して取り組むことで、さらに一段階上の評価や認定を受けられるものもある。継続によって得られる効果や、経営上のメリットにつながるメニューが増えるとよい。

- どのようなインセンティブを用意するかが論点である一方、後から上位の評価段階を設けると、制度運営上の負担が多くなることに留意が必要である。
- 取り組んだ企業がどのように評価され、さらに高い水準を目指すために何が必要かについて議論する必要がある。

（２） BCP に取り組む企業が社会的に評価される環境づくりに向けた全体像・課題点の整理

① 今後あるべき評価制度の要素の検討

＜ステークホルダーの評価目的と評価軸＞

○ 評価制度の検討にあたっては、各ステークホルダーの評価目的について実態を確認することが重要である。
- 誰がなぜ企業を評価するのかについて、様々なステークホルダーの観点から整理されている。
- 評価の目的は、現時点では仮説に基づく部分もあるため、関係者へのヒアリング等を通じて確認することが望ましい。

＜取引先・消費者による評価＞

○ 企業の評価主体としては、取引先や消費者が重要である。
- その企業の財・サービスを利用する人々にとって、安定的に一定の品質のものが供給されるかどうかが重要である。
- 評価を行う第一の主体は、利用者である企業や消費者であるべきである。

＜金融機関による評価＞

○ 金融機関や保険会社による評価については、多様な目的を踏まえて整理する必要がある。
- 金融・保険が BCP を評価する目的に、「災害時に支払う保険金を抑制するため」とあるが、それだけではなく、顧客の早期復旧、信用供与の継続、地域やサプライチェーンの損失の最小化など多岐にわたる。

＜従業員による評価＞

○ 従業員を評価主体・受益者として位置付けることが重要である。
- 従業員は受益者であるとともに、BCP を運用する主体でもある。
- 家庭を守ることが重要であるという観点から、家庭 BCP やホーム BCP への支援に取り組む企業もある。
- 職員が企業に貢献するインセンティブは、企業が職員にどの程度貢献していると職員自身が感じているかと表裏一体であり、今後の BCP を考える際に重要な観点になると考える。
- 従業員にとっては、自社が事業継続できるかどうかが重要な関心事項であると考える。
- 従業員や家族の安全、柔軟な勤務、安否確認、心理面や生活面での支援は、BCP の実効性向上の前提となるため、これらの視点を加えるとよい。
- 社員は社内の状況を理解しているため、外部の評価者とは異なる視点で企業の BCP を評価することができる。
- 企業が職員に対してどの程度のコミットメントを示せるかが重要であり、災害時の情報提供など、福利厚生の延長としての対応も求められる。
- 経営層に説明する観点から、企業内で事業継続の整備責任者が評価されることや、評価を行うことも考えられるのではないか。

＜経営層の役割・責任＞

○ サプライチェーン管理を経営層の役割や責任として明確化することが重要である。
- ガバナンス・コードにおいてサプライチェーンの管理が取締役の責任とされていることを踏まえれば、BCP もその重要な構成要素の一つとして位置付けることが考えられ、取締役にその点をどのように考えていただくかが重要である。

○ 経営層の範囲や立場を整理したうえで、活用する枠組みや求められる対応を明確にする必要がある。
- 「経営層」が執行を担う立場を指すのか、取締役を含むのかについて整理する必要がある。
- ガバナンス・コードを活用する余地があり、義務として認識すべき事項であることを前面に示してもよいと考える。
- どの枠組みを活用するか、誰を対象とするか、何を行う必要があるかについて、区分して説明することが望ましい。

○　経営層がリスク管理の観点から主体的に関与しているかを評価することが重要である。
- 災害対応にとどまらず、BCP や災害などのリスクへの取組を経営問題として捉え、経営層が関与して管理することが重要である。
- 企業が BCP を発動するのは、その企業が生き残れるかどうかの局面であり、経営層が適切に判断できる材料や心構えを持っていることが求められる。
- 経営層が訓練に参加しているか、継続して取り組んでいるかも評価の観点となる。

＜BCP の属人化防止と全社への浸透＞

○　BCP の実効性を高めるためには、特定の担当者や部門に依存させず、経営層の関与の下で全社的に取り組むことが重要である。
- 企業の BCP への取組には、経営企画部門等が経営層と連携して進める場合と、総務部門等に委ねられ、形式的な対応にとどまる場合がある。
- トップのコミットメントを得て、組織として取り組む必要性を明示することが重要である。

○　BCP を特定の担当者が抱え込むことによる属人化やサイロ化を防ぐ必要がある。
- 担当者にとって BCP が自らの存在意義となり、業務を抱え込んで他部門へ共有しなくなることがある。
- その結果、部門内に閉じた活動となり、BCP の考え方や発動時のあるべき姿が社内に広がらない。
- 訓練・検証では全社を巻き込む必要があり、経営層が全社への普及を指示することが重要であると考える。

○　BCP への取組みを人事評価の視点として取り入れることが考えられる。
- 人事ローテーションやクロストレーニングにより、特定の人しか担えない業務を分散する取組も人事評価の視点に取り入れることが考えられる。

＜全社浸透・継続的改善への評価＞

○　BCP の考え方を全社に浸透させる仕組みや、周辺の取組についても評価することが重要である。
- BCP の考え方を全社に浸透させる仕組みを構築しているかという視点を加えるべきである。
- 企業文化等を十分に理解していなければ、BCP の妥当性や有効性を判断することは難しく、周辺の取組をどのように実施しているかを評価することも重要であると考える。

○　BCP は計画策定にとどまらず、訓練・検証や継続的改善を通じて実効性を高めていくことが重要である。
- BCP は計画の作成自体が目的ではなく、それに基づいて訓練・演習・改善を行うことが最大の狙いであり、次年度以降の取り組みも評価することが重要である。
- 環境に合わせて、各社がレジリエンスの向上に向けてどのように工夫し、変えていくかを評価することになると考える。

＜事業拠点ごとの対応・実効性の評価＞

○　BCP の評価にあたっては、本社だけでなく事業拠点ごとの対応状況や実効性を確認することが重要である。
- 本社機能がある拠点の対応は十分に整備されている場合が多い。
- 一方、実際に災害で被害を受けるのは、地域の事業所や支店、店舗など経営層がいない拠点である場合があり、企業の職員だけでなく、顧客やアルバイトも被害を受ける場合がある。

○　企業全体の計画だけでなく、各拠点における役割や行動が具体化されているかを評価する必要がある。
- 事業継続計画としては高く評価される一方、拠点ごとの対応が十分でない場合がある。
- すべての拠点で個別の計画作成を求める趣旨ではないものの、支社や事業所ごとに誰が責任を負い、どのような行動を取るのかについて整理が十分でない場合もある。
- 本社対応用の計画だけを見ると、多くの人がいる現場や顧客と接する現場、リスクにさらされる物理的拠点等が見逃されているケースがあるため、十分に検証する余地がある。

＜サプライチェーンを通じた評価と事業継続の確保＞

○　BCP の普及・定着には、発注者側による評価や働きかけが有効である。
- 建設業では、業界ガイドラインの作成に加え、各地方整備局からの発注時に、BC を備える企業を加点評価したことで、取組が広がった。発注者側からの評価は非常に大きな影響を持つと考

える。
- 病院や社会福祉法人等の BC を義務付けられている主体が自らのサプライヤーを評価することは、実効性の向上に大きな効果がある。
- こうした主体に納入する場合、BC を備えていることを前提とすることも考えられる。

○ サプライチェーン全体の事業継続を確保する観点から、調達側の企業による主体的な関与が重要である。
- 取引先が自社の事業継続に不可欠な業務リソースであるという認識を持ち、取引先の業務継続の確保も自社の責任の範囲として捉える必要があり、取引先への BCP 策定の要請や、非常時のサービス提供方法を確認する働きかけが重要である。
- 調達側の企業には最終的な供給責任があることや、サプライヤーを支援しながら共同で取り組む姿勢が求められることを明示すべきだと考える。

○ 共同訓練等を通じて実効性を確保することも重要である。
- BCP を作成するだけでなく、年に１回は演習や訓練を行い、確認していることを条件とすれば、実効性がかなり高まるのではないかと考える。
- 形式化された取組を評価すると、形式要件を満たすだけで認証が得られてしまう。
- 建設業や病院など社会的役割が大きい主体は、自らの事業継続のためにサプライチェーンを遡る必要がある。
- その経路を活用することで、外部から個別に評価するだけでなく、サプライチェーンや地域社会との連携を含めた評価につながるため、非常に有効であると考える。
- システム停止時の対応など、単独では確認できない事項についてはサプライチェーンを途切れさせない観点からも共同訓練を行うことが考えられる。

＜BCP の実効性を評価する際の課題＞
○ 本当に効果を発揮するかどうかは、実際に災害に遭うまで分からないことが評価上の難しさである。
- 形式的な評価基準を作ることはできると思うが、実際に災害が発生するまでどのような結果になるか分からず、評価基準が適切かどうかを判断することには難しさがある。
- 様々な災害がどのように発生するかは分からず、最近ではサイバー攻撃によって数か月停止した企業もあれば、１週間で復旧した企業もある。
- 業形式的にならない評価制度をどのように構築するかが最大の課題であると考える。

＜評価手法および情報開示＞
○ BCP に関する情報開示の在り方について検討する必要がある。
- 活用を促す取組として、インセンティブの一つに情報開示が挙げられている一方、企業にとって負担にもなるため、どこまで求めるかについては議論が必要である。
- 気候変動の分野では TCFD の枠組みがあり、取組や物理的被害のリスクに関する情報開示が求められている。
- 防災対策やレジリエンスについても、コーポレートガバナンス・コードのような枠組みで対応するのか、より強いコミットメントを求めるのかを含めて議論が必要であると考える。

○ 企業のリスク全体を踏まえた評価や情報開示の在り方を検討する必要がある。
- 制度上、気候変動については開示するが、地震については開示しないこととなっている。
- あらゆる情報を開示するのではなく、自社にとって何が重要か、自社のリスクという観点から優先度を考える必要がある。
- 自然資本やビジネスと人権が加わった際にどうなるかも、検討すべき点である。

○ BCP には機微な情報が含まれるため、情報開示や評価にあたっては注意が必要である。
- 特に事業拠点ごとの情報には注意が必要であり、サーバーの設置場所や代替拠点、在庫の配置等は企業秘密となる場合もある。
- 副首都に関する話題の中で企業に代替拠点を尋ねたところ、整備済みで場所も示されたが、公表しないよう求められた事例がある。
- 企業が立地する自治体はその拠点が地域内にあることを広報したいと考えていても、企業の側が他の自治体との関係に配慮して、公表を避けたいと要望された。
- 備えをどの程度まで評価者に示すか、あるいはどの程度まで開示を求めるかは難しい課題である。
- 攻撃者の立場からすると BCP は非常に有用な情報であり、注意が必要である一方、そのような

情報が含まれていないBCPは意味が乏しい。
- 機密を守ることを前提として、情報を開示すべきか、また評価に本当に必要な情報は何かについて丁寧な議論が必要である。

＜表彰・認定制度の活用と継続的な評価＞
○ 表彰制度は優良事例を収集・公表し、取組を普及する手法として有効である。
- BCAOアワード等、事例の収集・公表を目的とした表彰制度が継続的に実施されている。
- 大きな災害の直後には応募数が増えるが、災害の少ない年が続くと応募数が大きく減少するという課題がある。
- 優良事例だけでなく、失敗事例についても収集できるとよい。

○ 表彰制度だけでなく、継続的な取組や実効性を評価できる仕組みが重要である。
- 表彰制度は単発になりがちであり、毎年同じ企業を表彰する訳にはいかず、一度優れた計画を作成した企業が翌年も受賞することはあまりない。
- BCPを活用して災害対応を適切に行った企業を、実際の対応実績に即して表彰することも有効であると考えられる。
- 実効性の確保に向けて、大企業・中小企業という区分や、社会から期待される機能の高さに応じて、複数の段階を設けた認定制度のような仕組みも考えられる。

② 評価制度の社会的定着に向けた課題
＜企業のリスク管理・レジリエンスへの関心の把握＞
○ 企業におけるリスク管理やレジリエンスへの関心の実態を把握することが重要である。
- 上場企業ではリスク管理委員会を設け、事業リスクについてその年のテーマを特定し、深掘りする議論を行っている実態がある。
- 昨今の自然災害の多発を背景に、BCPそのものよりもレジリエンスプランをどうするかという論点が大きく取り上げられている。
- 自然災害に伴うバリューチェーンのリスクをどのように考え、対応を進めているかを各企業にヒアリングすることで、今回のテーマと重なる部分が見えてくると考える。
- 社会全体でどのような関心が持たれているかという実態を把握する中で、突破口が見えてくるのではないか。

＜評価を企業価値向上・関係者のメリットにつなげる仕組み＞
○ BCPに対する評価を企業価値の向上につなげるためには、その因果関係や各ステークホルダーにとってのメリットを明確にする必要がある。
- 資料では、BCPに対する市場からの評価と企業価値の向上が、一見すると論理必然の関係にあるかのように表現されている。
- 各ステークホルダーがどのような目的を持ち、その評価がどのようなメリットとして還元されるのかを把握することで、議論の実効性が高まる。

○ BCPへの取組が企業のインセンティブとなるよう、適切に評価される仕組みが重要である。
- 慈善活動や環境活動のような付加的な活動と比べると、BCPは内部の取組であるため、外部や顧客からの評価につながりにくいのではないか。
- 企業内部で実施している取組も優れた活動であり、経営者や経営手腕として評価されるべきである。
- こうした専門的な評価は投資家等に見ていただきたい一方、顧客や市場を含む広い意味での評価においてもそのような取組を評価する軸を設けることが、企業の取組のインセンティブとなり、結果として定着につながるのではないか。

○ 地域社会との連携や貢献を評価する視点も重要である。
- 自社の防災ノウハウのうち秘密でない部分を活用し、職員や家族、地域、顧客に貢献することが考えられる。
- 地域内の異業種、工業団地内の企業、自治体との連携等の好事例を集め、地域連携が事業継続の確保にどのように寄与したかを把握できれば有益である。
- BCPに適切に取り組む企業の多くは、自社だけで守ることの限界を認識し、地域全体で取り組んでおり、その目的は地域の雇用や復旧・復興に必要な経済基盤の確保である。
- このような評価軸を設けることで、実効性の高い評価やインセンティブにつながると考える。

＜内部統制としてのBCPと対外評価の難しさ＞

○　BCP は内部統制の一環として企業が当然取り組むべきものであり、対外的な評価や PR につなげにくい面がある。
- BCP や損失に関する危機管理の規定は、内部統制システムの構築義務の中で企業が当然取り組むべきものである。
- 大企業においては取締役の善管注意義務、安全配慮義務、内部統制システムの構築義務を果たす一環として捉えられがちであり、努力しても自社のための活動と受け止められ、対外的な PR が難しい面がある。

＜システミックリスクを踏まえた評価と金融機関・投資家への働きかけ＞

○　個別企業のリスク評価だけでなく、システミックリスクへの対応という観点も評価に取り入れることが重要である。
- 投資家の項目にはポートフォリオ管理への活用方法が記載されているが、全体としては、金融機関や投資家による個別企業のリスク評価が中心となっている。
- 個別企業の取組と同時に、社会全体のシステムとして取り組むことで社会が守られ、個別企業の取組も生きるという両面があるため、社会的なシステミックリスクの観点をもう少し盛り込んでもよいと考える。
- 幅広い資産を持つ投資家や金融機関は、自社のサステナビリティ経営の中でシステミックリスクへの対応を考えている。
- 監督側・行政側で位置付ける観点と、市場側から金融機関や投資家への要請を通じて経営やポートフォリオ経営に組み込む観点の双方がある。
- 金融機関や投資家への働きかけと関連付けられるのではないか。

＜事業継続を担う専門人材の育成・確保＞

○　事業継続分野における専門資格や共通の方法論の普及が重要である。
- 海外には英国の BCI、米国の DRI による BCP 等の専門資格があり、日本にも BCAO が提供する資格があり、所属する企業にかかわらず、共通の方法論に基づいて専門家として取り組める仕組みがある。
- 専門人材をどのように育成するかという議論も必要であると考える。

○　取組を継続するためには、専門資格を有する人材の確保・育成が重要である。
- 技術分野やサイバー分野では、資格保有者数が入札参加の条件となる場合がある。
- 一定の専門資格を持つ人を増やさなければ、取組の継続において人材不足が大きな課題となる。
- 専門資格の取得に取り組む人材が一定数存在することは重要であり、企業内におけるこうした人材の育成に時間と労力をかける必要がある。